

西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成27年度第1回） 会議要旨

日 時：平成28年1月20日（水） 10：00～12：00

場 所：総合福祉センター 別館2階 B1・B2会議室

出席者委員：小川委員、北野委員、清水委員、角野委員、高田、西田委員、藤田委員、
三浦委員、森裏委員

事務局：土井健康福祉局長、坂田こども支援局長、水上保健所所長、太田垣福祉総括室長、
町田福祉部長、部谷生活支援部長、川俣保健所副所長、津田こども未来部長、
松本地域共生推進課長、岡本福祉のまちづくり課長、山本障害福祉課長、
宮後生活支援課長、小田地域保健課長、長井健康増進課長、岡崎発達支援課長、
坂口特別支援教育課長、和田参事

傍聴者：1名

- ・局長挨拶
- ・委員への委嘱状交付
- ・委員紹介
- ・事務局紹介
- ・会長選出
- ・副会長選出

1. 西宮市障害福祉推進計画について

【会長】

事務局からの説明の後、各委員から意見をいただきたい。

（事務局説明）

【会長】

何か質問、意見はあるか。

【委員】

この委員会については、今年度はこの1回で終わりか。

【事務局】

今年度の開催はこの1回限りと考えている。平成27年度の数值は、サービスの見込
量であって実績値ではないので、28年度の上半期に、27年度の実績値をご報告させて
いただいたうえでご意見をいただきたい。

【委員】

障害福祉施策推進懇談会との関係はどうなっているのか。懇談会は何回ぐらい開くのか。

【事務局】

計画策定の際には、広く事業者、家族、当事者の意見を聞くため、並行して随時開催していた。今回は、計画の進行管理であるため、予定はしていないが、次期計画策定委員会の際にはまた並行して進めたい。

【委員】

みんなで意見を言う場は意味があった。計画の策定の際だけでなく、そのような場はあってもいいのではないか。

【委員】

計画をどう進めているか等を把握するのにかに、この場だけでいいのか、とは思っている。今後の見直し体制として、策定委員会だけではなく、懇談会、自立支援協議会なども含めて広く考えてもいいのでは。

【事務局】

策定委員会の中からは、委員に自立支援協議会から参加してもらっており、繋がりはあると考えている。懇談会も重要な場であるとは認識しており、今後、自立支援協議会の中で検討していきたい。

2. 第4期西宮市障害福祉計画の進捗状況について

(事務局説明)

【会長】

何か意見はあるか。

【委員】

相談支援体制について、北山学園では計画相談の待ち人数が多いが、平成28年度に向けて新たに相談支援事業所がどれぐらいできるのか教えてもらいたい。

【事務局】

現在は25箇所、件数が1箇月で10件ぐらいのところもあれば1～2件のところも

ある。事業者数を増やすのではなく、25 箇所に複数の相談支援専門員を増やすような取組みとして、市独自の初任者研修をする方向で考えている。

【委員】

スプリンクラーの設置について、グループホームの設備としてあるものはいいが、民間のアパートなどにつけるのはかなり難しいし、費用も高額である。今後の対応について、明確にしてもらいたい。

【事務局】

平成 27 年 4 月の消防法の改正など、どんどん厳しくなっているが、技術的なことでは緩和要件もある。個々には所管の消防署に聞かなければならないが、必ずしもつけなくてもよい状況もあるとも聞いている。消防法の関係になるので、解釈が全国で統一されている中、市独自での緩和は難しいと聞いている。

【会長】

具体的にはどこに相談すればよいのか。

【事務局】

所轄の消防署に相談してもらいたい。補助については、福祉のまちづくり課で年 1 回受付を行っている。

【委員】

スプリンクラーが作動すると、下の階まで水浸しになることもあり、火元は消えたが下が水浸しになるといった矛盾がある。消防署と情報を共有し、検討してもらいたい。

【委員】

計画相談について、今計画を立てている人については、西宮は丁寧でありがたいが、計画が立っていない人から見れば、計画が立っていない人もたくさんいるのだから、ある程度計画が立っていない人にもっと力を注いでほしいという意見もある。

【事務局】

西宮では丁寧に進めていくというところで、この制度は平成 24 年に始まり、基幹相談支援センターは 25 年からで、実質的に現在のように流れ出したのは 26 年後半からであるため、スタートダッシュが少し遅れた。27 年からはスピードアップを考えながら進めているが、質を落とすことは避けたい。できるだけ早く進めるため、相談支援専門員を増やす取組みを行う。

【会長】

時間をかけて今の仕組みを作った。スタートダッシュは遅れたが、事業所を増やさないということは、1つの事業所の習熟度を増して行った方が早く対応できるだろう、という考えがあつてのことだ。

【委員】

こちらでも計画相談の待ち人数が溜まっている。いろいろとクレームも聞いている。人員を増やす考え方もあるが、そもそも計画相談で、どのくらいの件数だからどのくらいのマンパワーが必要かなどの試算はあるのか。計画相談では、事業所は採算が取れないのでは。介護では件数をこなせば採算が取れるが、障害ではそういうイメージが持てない。採算面でどのように考えているのか。

【委員】

以前、国の委員会で委員をしているとき、そのことについて担当局長にぶつけたが、違う話をされて一切答えてくれなかった。国も予算付けが甘いということは認識している。西宮市では、国が嫌がった小モニタリングも認めている。高齢よりはるかに手間暇がかかっている。人件費に見合った単価をもらいたいというのは、事業所の正直な思いだと思う。

【委員】

市はかなり頑張っている、ということだと思うが、数をこなしたうえで丁寧に進めていければ不満も減ると思う。

【委員】

現状で3,200~3,500という数字を抱えている中、どれくらいの件数をこなせばいいのかということはずっと考えてきた。ケアマネは1人あたり約40件を想定しているということがある中では、1事業所あたり140件ぐらひはやっていく必要がある。私の事業所では、今で120件ほどなので、来年度中には160件はいきたい。モニタリングについても、実際に会わないと本人のことが分からないので、会いに行かなければならないが、ケアマネもやっているのだから、出来ないことはない。そこで採算性を取るのであれば、地域移行、地域定着、特定事業所加算等いろいろなものを使いながら…、それでも赤字ではあるが、法人の持ち出し部分も出来るだけ下げていければ。支給決定の根拠になるサービスだと言われており、福祉サービスが受けられなくなる可能性もあるので、届けていかないといけない中で、25事業所が頑張れば何とかいけるのではないかと。ただ、それでも人数が足りない可能性があるため、相談支援部会として昨年、初任者研修をお願いして実施することになった。1箇月で60~70件のモニタリングに行っているが、新規の計画が滞っているため、新しい人が新規を進めていければ。

【会長】

介護のケアマネも熱心な事業所は赤字。介護保険は今競争になっている。競争の原理が働きながら、若干の持ち出しはあっても全体として展開していくという制度。

【委員】

25 事業所ある中の3つがうちの法人の事業所。そのうちの1つの事業所では職員が兼務で相談支援事業をやっている。25 箇所といっても、専従を置いているところばかりではない。人を増やすにおいても、専従であればよいが、兼務になると職員、事業所の首を絞めてしまう。相談支援で儲けるという発想はないとは思いますが、しっかりとした相談支援ができる体制を事業所に押し付けず、市で考えていくということは忘れてはならない。

【委員】

セルフプランの位置付けについて、消極的に位置づけられているが、障害者の自己決定ということで考えると、それなりに意味があると思っている。県資料の神戸の55%はおかしいと思うが、西宮では1割ほど。セルフプランは、限定的ではあるが、立てられる人には意味があると思っている。西宮市の考え方を聞きたい。

また、本人中心支援計画と個別支援計画との関係はどうなっているのか。神戸市では本人中心支援計画は設計図で、個別支援計画は施工図だと聞いたことはあるが、きちんと反映されないと意味がないので、どう連携していくのか。

【会長】

セルフプラン1割という数字は、厚生労働省も考えている数字。同行援護を利用する視覚障害者や自立生活センターを利用している方、身体障害者の中にも出来る人もいる。セルフプランを立てることは、全ての障害者の目標である。自己決定するための支援としてのコストを、相談支援事業の中で出していく。

個別支援計画と本人中心支援計画の関係は、モニタリング会議の様式が西宮では決まっており、個別支援計画を立てている事業者が参加し、それぞれの整合性の中でどこまでの展開があったかを四半期、半年に一回報告する中で、整合性の評価、反省などを行わなければならない。西宮は国の仕組みよりかなり高いレベルで行っている。

【委員】

障害者差別解消法施行について、フォーラムの開催など自立支援協議会との関係ができていますが、差別解消地域支援協議会は何をすところなのか。

【事務局】

差別解消地域支援協議会は、法の中では任意設置であり、当初は権利擁護委員会が兼

ねる形で考えている。制度が始まると事例が溜まるので、個別の事例について分析等を行い、理解、啓発に繋げるための検討を行うことを考えている。進めていく中で、構成員の追加等を考えていきたい。理解、啓発活動では、自立支援協議会へ協力をお願いしたい。今着手しているものとして、市独自の事例集を作るために差別事例を集めており、市民への配布等、広報に役立てたい。

【委員】

自立支援協議会は紛争解決の機能を持つと聞いたことがあるが、実際にあがってきた差別事例への介入はどこが行うのか。

【事務局】

今は差別解消法に罰則規定がないため、ペナルティは科せない。制度の趣旨を説明し、理解をいただいたうえで見直しを促す、というところまでで、強い指導は行政としては難しい。

どのように解決するかについては、電話・FAXでの受付などの代表窓口は障害福祉課で対応する。日々の相談の中での対応は生活支援課で行い、初期対応で解決できない事案については障害福祉課につないでいく。そこから、例えば教育委員会などとの関係機関との連携をとりながら対応していく。また、市外部の相談窓口としては、障害者総合相談支援センターにしのみやを受付窓口として考えている。役割は生活支援課のようなものと考えており、そこで対応できなければ障害福祉課へつなぎ、各機関と連携していく。

【会長】

指定特定相談支援事業所は受付、対応の必要はないのか。出てくる事例としては、無理解、偏見が多いので、ちゃんと相談に乗れば9割5分は解決する。残りの5分は、制度上の問題や金銭が絡む。

大阪市では、計画の委員会の下での差別解消部会が制度・政策上の問題や金銭上の問題についてまとめて提言を出す、という位置付け。ある程度対応できる相談支援員の配置や、窓口での対応、差別解消地域支援協議会にどこまでの権限を渡せるか。また、市職員への対応研修をやってもらいたいので検討してほしい。最終的に強制力の必要が出た場合のために、独自の条例等の検討も必要では。

【事務局】

差別解消支援地域支援協議会の役割としては、全ての事例を障害福祉課で集約して協議会にあげ、提言をもらうことを想定している。指定特定相談支援事業所の役割としては、一番身近なのは事業所であり、日々の中で対応してもらっていることを把握することが大切なので、そういった事例の収集が役割としては考えられる。今、市・事業所等

の共通の対応受付票を考えており、効率的な分析に繋げていきたい。協力してもらえるのであれば、受付票を障害福祉課までいただきたい。

また、職員研修については、昨年、策定委員にお願いした。今年度は市職員が講師になり、すでに一昨日研修を行っており、来週も行う予定。内部向けの研修は引き続き行っていきたい。次の新入職員に対しても研修を行いたいと考えている。全ての窓口で適切な対応が出来るようになることが目標。

【委員】

グループホーム整備補助事業について、平成 27 年度は応募がなかったとのことだが、西宮にグループホームがない社会福祉法人もある中で、そういった法人に対しての声かけ等はしないのか。

【事務局】

定期的に法人と話す機会はあるので話はするが、法人の中でも地域計画があり、対応が難しいところもある。引き続き働きかけをしていきたい。

【会長】

西宮は中核市であり、法人指導課もあるのだから、権限等を使って誘導していけないのか。

【事務局】

ご意見として伺っておく。

【委員】

実態としては、地域生活移行はどの程度進捗しているのか。

【事務局】

知的・身体については、なかなか進んでいない。年間で数名程度であり、大きな課題であると認識している。

【委員】

地域移行を進めていくにあたっては、1人暮らしよりはグループホームだと思うが、グループホームは増えていない。当法人の中でも利用したい人は100名を超えているので、グループホームを作る計画はあげているが、これまでのように賃貸物件を活用しての展開の仕方では、スプリンクラー、消防法の問題もあって難しい。土地を確保して進めるか、理解のある地主に協力してもらい進めているが、建設補助が西宮の場合は毎年1箇所しかない。2～3箇所の補助は可能か。

【事務局】

制度上は可能だが、国・市ともに予算面での縛りがあるため難しい。

【会長】

平成 27 年度に応募がないのはなぜなのか、分析しているのか。

【事務局】

現状では、短期間で周知しなければならなくなっているが、補助制度は平成 24 年度から始まっており、毎年募集があると事業所に周知されてくれば、それに合わせて計画を立ててもらえるのではないかな。

【委員】

グループホームは終の棲家なのか、1 人暮らしのためのツールなのかを明確にする必要がある。西宮は親との繋がりが密接。グループホームは 5～10 年で古くなるが、建て替えるのかどうするのか。資金力のないところはかなり苦しい。グループホームを終の棲家にするかどうかは検討すべきだ。

【会長】

国の方も、障害がある方の高齢化の問題をかなり大きな問題として捉えている。これまでは両親がいる間に亡くなるという想定をしていたものが、両親が亡くなった後も障害のある方が生きていられる中、どのような支援をしていけばいいのか。グループホームの展開も含めて、大きな検討課題として次の計画に入れていければ。

【委員】

例外的な事業所ではあるが、就労継続支援 A 型事業所について、昨年 9 月に厚生労働省から具体的な不適切事例を通して、各自治体に指導を要請したことがあった。今年も、今開かれている会議においても、中核市においては、不適切な事業を行っている就労継続支援 A 型事業所に対する指導・監査の強化が言われている。法令違反であるかどうかは非常に微妙だが、障害のある方が働くことについての本質から逸脱しているのではないかなというような A 型事業所に対しては、指導等を厳しく考える必要がある。団体の中の自浄作用には期待できない。自治体に毅然とした対応をとってもらいたい。

A 型の見込み値は激増しており、増えていることは明らかであるため、質の担保はとても重要である。踏み込んで検証していく仕組みも作ってもらいたい。

【事務局】

就労継続支援 A 型の不適切事例については、法人指導課と情報を共有し、今後の指

導・監査に活かすことを確認している。

【会長】

しごと部会での検討も可能か。

【事務局】

アイビーが主催している一般就労連絡会の中で、複数回勉強会を開いている。そこで出た意見を法人指導課とも情報共有を図っている。

【委員】

障害児支援について、計画の中で具体的に謳った中で、進捗状況、課題、今後の展開について報告してもらいたい。

【事務局】

こども未来センターは平成 27 年 9 月に開所した。実績数値の比較として、わかば園は平成 26 年度分、こども未来センターは 9 月からの 4 箇月分で比較すると、相談人数（883 人→849 人）、電話相談件数（1,629 件→1,112 件）、来所相談件数（735 件→394 件）、訪問件数（54 件→91 件）等、いずれもかなりのペースで増えている。従来わかば園という名称から、相談しやすい名称に変更したという狙いが当たり、相談がしやすくなったのではないか。一方で、相談が多数ある中で、次にどのようなサービスに繋がっていくかが課題。診療に係る待機の問題や、相談支援についての体制の問題も課題である。今後の展開については、アウトリーチ的な部分での学校、幼稚園、保育園との連携について力を入れていきたい。

【会長】

相談支援の体制は変わったのか。

【事務局】

相談員やアウトリーチに関しては増えてはいるが、十分な人員確保はできていない。より一層の充実を図っていきたい。

【委員】

支援の実体化に努めていただきたい。

【委員】

こども未来センターの利用を新しく始めた保護者に対して、市の考え方や親の役割等の指導というところも担ってもらいたい。

【会長】

親のサポートの仕組みを考えていただきたい。

【委員】

あすなろ学級は40人ぐらいか。

【事務局】

40～50名が通級の対象になるが、常時通級しているのは20名ほど。専ら中学生である。

【委員】

あすなろ学級での指導の後、戻れるのか。

【事務局】

所属の学校に戻ることを目標にしている。

【委員】

精神障害者の地域移行に係るサービス見込量については、入所からの地域移行にあたって必要な見込量があると思うが、実際に精神科に入院している方の多くは65歳以上の高齢者であり、身寄りがないという実態もある。そういった方たちが退院して地域で生活していくには、地域移行支援だけでなく、成年後見制度の利用や他サービスの利用も念頭に置いて考える必要がある。

また、実態調査はできれば毎年実施してもらいたい。経年変化をとっていくことも重要。

【会長】

支える仕組みの充実が必要。仕組みが整った後で退院希望者が増えたときの受け皿づくりも必要である。検討してもらいたい。

【事務局】

今回は、平成28年上半期に開催予定。